

# 〈生活雑貨リユース事業〉 リユースボックス使用方法について

住民の皆さんに「まだ使えるが、不用となった生活雑貨(リユース品)」を三郷町役場内に設置したリユースボックスに入れていただき、それを町がウェブサイト等で販売し、必要な方へお渡しするという事業です。

※町に提供いただいた物で「服飾雑貨」に該当する物は、別の事業で活用する場合があります。予めご了承ください。

## リユース品例

おもちゃ、本、リュック、ポーチ、衣服 等々。



皆さんから  
リユース品の提供を  
募集しています！

## 取り扱いできないもの

※町に提供いただいた物で「取り扱いできないもの」に該当する場合は、販売いたしません。予めご了承ください。

- ・修理、清掃しなければ使用できないもの。
- ・食料品、医薬品類、動植物。
- ・チケットなどの金券類。
- ・自動車、オートバイ、農業機械、自転車などの機械類。
- ・宗教に関するもの。
- ・法令や社会通念に反するもの。
- ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの。
- ・リユース品を出品するウェブサイト等が定める出品禁止物。
- ・その他町が別に定めるもの。



上段(横42.5、奥行26.5、高さ18.5cm)はポストになっており、本等を入れていただくことができます。



中段(横42.5、奥行26.5、高さ35.5cm)、  
下段(横42.5、奥行26.5、高さ43.5cm)は鍵付きのボックスになっています。

左横の鍵を押していただくと施錠されます！  
物を入れた後に施錠をお願いいたします。

※リユースボックスが満杯である場合や、リユースボックスに収まらないリユース品を持ち込まれる際は、まちづくり推進課窓口へお声かけください。